

旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点

(中国経済産業局所管分)の指定を解除します

令和4年11月14日
中国経済産業局
資源エネルギー環境部
電力・ガス事業課

経済産業省中国経済産業局は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」といいます。）附則第28条第2項の規定に基づき旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定を令和5年3月1日付けで解除することとしました。（4事業者6供給地点群）

○概要

平成29年4月のガス小売全面自由化に当たり、需要家の利益を保護する観点から、旧簡易ガスみなしガス小売事業者と他のガス小売事業者や他燃料事業者との間に適正な競争関係が確保されていない供給地点（旧簡易ガス団地）を指定旧供給地点として指定し、当該地点の旧簡易ガスみなしガス小売事業者に対し経過措置料金規制を課しています（改正法附則第28条第5項の規定に基づく指定）。

本年8月に、指定旧供給地点での競争状況について、経過措置料金規制が課された事業者から報告を徴収したところ（ガス関係報告規則（平成29年経済産業省令第16号）附則第4条の規定に基づく報告徴収）、別紙掲載の供給地点群（旧簡易ガス団地）における指定旧供給地点が指定の解除基準を満たしたことから、令和4年9月12日から令和4年10月11日にかけて、指定の解除に関するパブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントにおいて御意見はなく、電力・ガス取引監視等委員会の意見を踏まえ検討を行った結果、令和5年3月1日付けで、別紙掲載の供給地点群（旧簡易ガス団地）における指定旧供給地点の指定を解除することとしました（改正法附則第28条第2項の規定に基づく指定の解除）。

別紙 旧簡易ガスみなしガス小売事業者・指定解除供給地点群

(本件のお問い合わせ先)
中国経済産業局 資源エネルギー環境部
電力・ガス事業課
担当：柿本、垣内
電話：082-224-5736（直通）

別紙

旧簡易ガスみなしガス小売事業者・指定解除供給地点群

番号	事業者名	団地名	所在地
1	イワタニ山陽株式会社 (法人番号:1240001000998)	安芸が丘	広島県広島市安芸区中野東
2	株式会社協同瓦斯 (法人番号:8240001030386)	能島団地	広島県福山市春日町
3	株式会社協同瓦斯 (法人番号:8240001030386)	万能倉団地	広島県福山市駅家町大字万能倉
4	山田日之出ガス株式会社 (法人番号:3250001009624)	清光台団地	山口県周南市新清光台 山口県周南市呼坂
5	エネックス株式会社 (法人番号:7250001003755)	国森団地	山口県山口市小郡金堀町 山口県山口市小郡円座東町
6	エネックス株式会社 (法人番号:7250001003755)	中野団地	山口県宇部市東須恵(厚南中央)